

保護者の皆様へ
生徒の皆さんへ

茨木市立養精中学校
校長 森田 充彦

地震発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

地震発生時や台風による警報発令時の対応について、下記のように茨木市教育委員会で規定されております。各家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存して下さるようお願いいたします。

【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
	放課後の場合	部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
2	震度5弱未満の地震が発生の場合	
	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

【警報発令時の措置】

北大阪地域に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の措置をとります。

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校）

1	午前7時の時点での警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点での登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

※【特別警報】においても、『暴風警報』と同様の措置をとらせていただきます。

※登校時に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。

※緊急時の措置については、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合があります。やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

※9時までに警報が解除された場合も、当日の「給食」の提供はありません。

（7時の時点で教育委員会がキャンセルします）